



公文委第4号
平成27年12月16日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市公文書管理委員会
会長 竹田 勝 美



秋田市公文書管理委員会における審議について（送付）

秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第28条第2項の規定に基づき、平成27年11月30日付け文法第115号で依頼のあった審議事項について、下記により調査審議を行いましたのでその結果を送付します。

記

- 1 審議年月日
平成27年12月7日（月）
- 2 審議事項
改正行政不服審査法に基づく不服審査制度の適用除外について

3 審議結果

特定歴史公文書等の利用決定等における改正行政不服審査法施行後の不服審査制度については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の適用を除外とすることが妥当であると考えます。

なお、この件についてパブリックコメントを求める際は、その内容に応じた具体的な説明や注釈等を加えることにより、できるだけ分かりやすい表現になるよう努めていただきたい。

※行政不服審査法（平成26年法律第68号）（抜粋）
（審理員）

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。